

告 示

埼玉県告示第百七十七号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（三級基準点復旧測量）

三 作業地域

吉川市大字三輪野江地内

四 作業期間

令和二年一月十四日から令和二年三月二十五日まで